

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る委託研究契約書

1 あいち農業イノベーションプロジェクト委託研究課題名

〇〇〇

2 委託研究履行期限

202〇年3月31日まで

3 契約金額 金 〇〇〇 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した額である。

ただし、委託業務に要した経費が本文の委託料の額を下回ったときは当該経費の額を委託料の額とする。

4 契約保証金 *(下記いずれか)*

愛知県財務規則第129条の3第3号の規定により、全額を免除とする。

愛知県財務規則第129条の3第6号の規定により、全額を免除とする。

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

5 その他特約事項

個人情報の取扱いに関する特約条項

情報セキュリティに関する特約条項

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、あいち農業イノベーションプロジェクトの共同研究開発に係る委託研究について、別添条項により、契約を締結する。

この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲、乙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

契約日： 年 月 日

甲 所在地 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事
大村秀章

乙 所在地 【住所】
【会社名】
【役職】

〇〇〇〇

（委託研究の遂行と実施内容）

第1条 乙は、この委託研究の達成のため、委託研究の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙が行う研究の実施内容は、委託研究実施計画書のとおりとする。

（特許権等の使用）

第2条 甲及び乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護及び情報セキュリティの確保）

第4条 委託業務の実施に際し、個人情報の取扱いについては、別紙1の「個人情報の取扱いに関する特約条項」に、情報セキュリティについては、別紙2の「情報セキュリティに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

（監督）

第5条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

（実績報告）

第6条 乙は、委託研究の完了（中止又は廃止を含む。）に関して、別に定める期日までに、委託研究実績報告書（別紙様式第1号、以下「実績報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（検査及び精算）

第7条 甲は、実績報告書の提出を受けたときは、10日以内に当該委託研究が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行い、委託料の額を確定するものとする。

2 検査の結果、不適合のものがあつたときは、乙は甲の指定する期間内に契約の内容を履行しなければならない。

（検査の通知及び額の確定通知）

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究が契約の内容に適合すると認めるときは、その旨及び委託料の額の確定を、乙に対して通知するものとする。

（代金の支払と契約保証金の返還）

第9条 甲は、前条に規定する検査の通知後に、乙から適法な支払請求書（別紙様式第2号）及び契約保証金の返還請求書を受領した日から30日以内に、乙に対して代金の支払い及び契約保証金の返還を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲に対して契約金額の範囲内において、概算払いを請求することができる（別紙様式第2号）。

3 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、概算払が適当と認めるときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に概算払いをしなければならない。

4 甲は、第1項及び第3項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（帳簿等）

第 10 条 乙は委託研究にかかる経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、委託研究終了の翌年度から 5 年間保管しなければならない。
- 3 乙は、本委託研究により取得した物品について、その品目、規格、使用場所等を記録した管理簿を備え、県の指示に従い適切に管理しなければならない。

（計画変更の承認）

第 11 条 乙は、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書（別紙様式第 3 号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費から間接経費への流用は認めないものとする。

（成果の帰属）

第 12 条 本委託研究の成果とは、本委託研究により得られた成果のうち本委託研究の目的に直接に関係する発明、考案、意匠、コンピューターソフトウェア、その他の著作物、ノウハウ等一切の技術的成果（以下「本委託研究の成果」という）をいう。

- 2 前項に規定する本委託研究の成果は、以下の各号に従い帰属するものとする。
 - (1) 甲又は乙が相手方の秘密情報に基づかず、それぞれ単独で為した研究成果は、甲乙それぞれの単独所有とする。
 - (2) 甲及び乙が共同で為した研究成果は、甲及び乙それぞれの貢献度を踏まえて甲及び乙が協議のうえ決定された持分において共有するものとする。なお、ここでいう貢献度とは、研究成果の貢献度を指すものとし、金銭的な貢献度は含まれないものとする。

（成果の公表）

第 13 条 乙は、止むを得ない事情のある場合を除き、甲が本研究の内容及び本研究の成果を公表することに協力し同意するものとする。

- 2 甲及び乙は、本研究の成果に基づく発明等について、速やかに特許出願等を完了するよう互いに協力し、前項の止むを得ない事情を取り除くものとする。
- 3 甲及び乙は、本委託研究の実施にともない得られた知見について、本委託研究終了後 3 年以内に第三者に発表又は知らせようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

（成果の実施）

第 14 条 乙が本委託研究の成果を実施するために、甲が所有する知的財産または甲固有の技術（ノウハウ等を含む）を使用する場合は甲乙別途協議してその対価等を決定する。

（知的財産権の出願等）

第 15 条 甲及び乙が、研究成果にかかる知的財産権の出願等について、本委託研究終了後から 3 年以内に、研究成果や知見に基づく出願をしようとする場合には、単独、共同にかかわらず相手方の承認を得なければならない。

- 2 前項において、知的財産権の共同出願を行う場合は、それぞれの持分、出願及び登録に係る費用負担、出願後及び登録後の独占的实施、第三者に対する実施の許諾等を定めた共同出願契約を締結した後、共同して出願を行うものとする。
- 3 知的財産権の共同出願を行う場合は、乙は、出願の手続き、登録までの諸手続き及び登録

された場合の知的財産権の維持保全に関する手続きを行う。

4 乙は、前項により発生する費用について、全額負担するものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第16条 乙は、第6条に掲げる実績報告を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない理由によるものと甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以

- 下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項によりこの契約を解除した場合に準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第19条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（愛知県財務規則の準用）

第22条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

（紛争の処理）

第23条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

（協議）

第24条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

別紙 1

個人情報の取扱いに関する特約条項

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあつて直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

別紙 2

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち

入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 10 条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 11 条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る 20xx 年度委託研究実施計画書

- 1 委託研究内容
- 2 実施期間
- 3 委託研究担当者
- 4 委託研究（調査）の方法

5 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委託費	円	うち消費税及び地方消費税の額 円

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接経費	円	(経費内訳) 人 件 費 円 旅 費 円 試験研究費 円
間接経費	円	直接経費の30%以内
合計	円	

(別紙様式第1号)

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る 年度委託研究実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県 代表者
愛知県知事 殿

(受託者)
住 所
氏 名

年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、研究を実施したの
で、委託研究契約書第6条の規定により、その実績を報告します。

1 研究の実施状況

ア 委託研究課題名

イ 実施期間

ウ 担当者

エ 研究成果

※注：研究成果の詳細が分かる資料を添付すること。

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
委託費					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費					
間接経費					
計					

(注) 備考欄には、経費の内訳等の詳細を記載すること。

(別紙様式第2号)

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る 年度 精算払(概算払)委託費請求書

番 号
年 月 日

愛知県 代表者
愛知県知事 殿

(受託者)

住 所
氏 名

年 月 日付け契約の 年度委託研究について、下記により委託費
金 円也を精算(概算)払いにより支払されたく請求します。

記

課題名	契約額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
	円	円	円	円	

(別紙様式第3号)

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る 年度 委託研究実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県 代表者
愛知県知事 殿

(受託者)

住 所
氏 名

年 月 日付け契約の 年度委託研究について、下記のとおり変更したので、委託研究契約書第 11 条の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する研究実施計画の内容

(注1) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託研究実施計画書の項目に準じて、当初計画と変更後の計画を明確に区分して記載すること。